

都道府県・政令指定都市名	07 相模原市
--------------	---------

時点: 2024年4月1日 (特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	市民局 人権・男女共同参画課
担 当 職 員 数	9 人 (専任 0 人、兼任 9 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	男女共同参画・女性活躍推進会議
設 置 年 月 日 (西 暦) ・ 根 拠	1991年5月23日 根拠: 男女共同参画・女性活躍推進会議の設置及び運営に関する要綱
長 の 役 職	人権・女性活躍担当部長

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮問機関、懇談会等の名称	相模原市男女共同参画審議会
設 置 年 月 日 (西 暦)	2004年6月1日
構 成 員	15 人 (女性 10 人、男性 5 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西 暦)	2020 年 4 月 ~ 2028 年 3 月
名 称	第3次さがみはら男女共同参画プラン
改定・見直しの予定時期	2028年3月 未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	さがみはら男女共同参画推進条例
	公 布 日 (西 暦)	2004年3月26日
	施 行 日 (西 暦)	2004年4月1日
	最 終 改 正 日 (西 暦)	
	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦):	0 年 0 月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード	1:2024年4月1日	2:その他(西暦)	2024年3月31日
目 標 値	(西暦)	2027 年度まで	40 %		
根 拠	第3次さがみはら男女共同参画プラン				
目標設定の対象である審議会等の範囲	法律、条例、要綱により設置している審議会等				
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(156)うち女性委員を含む審議会等数(135)		
			延総委員等数(2,207)延女性委員等数(809) 女性比率(36.7)		
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(92)うち女性委員を含む審議会等数(77)		
			延総委員等数(1,191)延女性委員等数(425) 女性比率(35.7)		
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(16)うち女性委員を含む審議会等数(15)		
			延総委員等数(434)延女性委員等数(163) 女性比率(37.6)		
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(6)うち女性委員を含む審議会等数(3)		
			延総委員等数(38)延女性委員等数(5) 女性比率(13.2)		
目標値以外の目標設定					
女性登用方策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表	2
	人材名簿が有る場合	掲載人数	11 人 (2024 年 8 月現在)		
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	1	委員の公募(1. 有 2. 無)	1
	そ の 他	審議会等所管課との委員選任時における事前協議の実施			

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		調査時点コード	1:2024年4月1日	2:その他(西暦)									
管理職総数	(人)	(A)=(C+E+G)	女性管理職の内訳										
	うち女性管理職数(人)	(B)=(D+F+H)											
女性比率	(%)	(B/A)	部長相当職		次長相当職			課長相当職					
			(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(H)	女性比率(%)		
本庁	計	247	47	19.0	37	6	16.2	65	12	18.5	145	29	20.0
	うち一般行政職	241	45	18.7	36	5	13.9	63	12	19.0	142	28	19.7
支庁・地方事務所等	計	245	68	27.8	5	1	20.0	22	7	31.8	218	60	27.5
	うち一般行政職	172	66	38.4	3	1	33.3	14	5	35.7	155	60	38.7
全体	計	492	115	23.4	42	7	16.7	87	19	21.8	363	89	24.5
	うち一般行政職	413	111	26.9	39	6	15.4	77	17	22.1	297	88	29.6
再掲	警察関係	0	0		0	0		0	0		0	0	
	教育委員会	67	15	22.4	4	1	25.0	5	2	40.0	58	12	20.7

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2024年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
		本庁	計	306	66	21.6	0
	うち一般行政職	304	65	21.4	0	0	
支庁・地方事 務所等	計	315	79	25.1	0	0	
	うち一般行政職	205	74	36.1	0	0	
全体	計	621	145	23.3	0	0	
	うち一般行政職	509	139	27.3	0	0	
再掲	警察関係	0	0		0	0	
	教育委員会	83	20	24.1	0	0	

問7-3 新規昇任者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

		課長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
		本庁	計	32	5	15.6	36	8	22.2	0
	うち一般行政職	32	5	15.6	36	8	22.2	0	0	
支庁・地方事 務所等	計	19	5	26.3	26	11	42.3	0	0	
	うち一般行政職	12	5	41.7	16	11	68.8	0	0	
全体	計	51	10	19.6	62	19	30.6	0	0	
	うち一般行政職	44	10	22.7	52	19	36.5	0	0	
再掲	警察関係	0	0		0	0		0	0	
	教育委員会	2	0	0.0	6	3	50.0	0	0	

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務 成績	昇任 試験		昇格 試験		部局等の 推薦	経年 数	遠隔地での 長期研 修(4週間 以上)	遠隔地での 勤務経験	本人の希 望	その他
		面接 のみ	面接 以外	面接 のみ	面接 以外						
課長相 当職	○					○	◎			○	
課長補 佐相当 職	○					○	◎			○	
係長相 当職											

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

	全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇任試験	172	42	24.4
昇格試験	0	0	0.0

問7-6 女性公務員の採用状況(2023年4月1日～2024年3月31日)

	総数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全体	195	95	48.7
うち 上級	137	54	39.4
うち 一般行政職	179	93	52.0
うち 上級	125	53	42.4
うち 警察関係	0	0	
うち 上級	0	0	

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	<ul style="list-style-type: none"> 1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	相模原市職員旧姓使用取扱要綱
該当部分の条文(本文)	<p>(趣旨) 第1条 この要綱は、市長部局に勤務する一般職に属する職員(会計年度任用短時間勤務職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(旧姓の使用) 第2条 職員は、専ら職員の間で使用している文書等で、法令又は条例等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上著しい誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。</p> <p>(旧姓使用の文書等) 第3条 前条の旧姓を使用することができる文書等とは、別表に掲げるものとする。</p> <p>(承認) 第4条 職員は、前条に掲げる文書等において旧姓を使用しようとするときは、市長の承認を得なければならない。</p> <p>(申請) 第5条 職員は、前条の旧姓の使用の承認を受けようとするときは、相模原市職員旧姓使用承認申請書(第1号様式)を所属長を経て市長に提出しなければならない。</p> <p>(承認の通知) 第6条 市長は、旧姓の使用を承認したときは、相模原市職員旧姓使用承認通知書(第2号様式)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。</p> <p>(他の任命権者の承認を受けた者の取扱い) 第7条 市長以外の任命権者から旧姓の使用の承認を受けた職員については、市長が旧姓の使用を承認したものとみなし、第5条及び前条の規定による手続きを省略することができるものとする。</p> <p>(中止届) 第8条 市長の承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、相模原市職員旧姓使用中止届(第3号様式)を所属長を経て市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する旧姓使用中止届を提出した職員は、再び旧姓の使用をすることはできない。</p> <p>(責務) 第9条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるように努めなければならない。</p> <p>2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たり、常に市民や他の職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。</p> <p>(その他) 第10条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、市長が定める。</p>

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード 1:2024年4月1日 2: その他(西暦)

Table with 6 columns: 防災・危機管理部局職員数(人), うち女性数(人), 女性比率(%), うち管理職数(人), うち女性数(人), 女性比率(%). Values: 24, 7, 29.2, 6, 2, 33.3

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

Form for facility details including name (相模原市立男女共同参画推進センター), date (2000年4月17日), location (神奈川県相模原市緑区橋本6-2-1), and management details.

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

Table for fund/association details with columns for name, date, and amount (基金・基本財産額).

2つある場合

Table for fund/association details when there are two, with columns for name, date, and amount.

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

Form for network details including questions 10-1, 10-2, 10-3, and 10-4 regarding associations and activities.

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

Form for cooperation and guidance details with numbered list items and a section for other details.

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

Form for staff training implementation details with numbered list items.

女性職員の研修受講への配慮

Form for considerations for female staff training with numbered list items.

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2023年度予算 (千円)	2024年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	35,361	44,816	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.01 %	0.01 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○

項目の設定	
1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得	○			
② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		○	
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		○	
④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得				
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
⑩ 短時間正社員制度の導入				
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
⑬ その他				

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		2	1
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		○
	6 その他「登用促進等」に関する項目		
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組		○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		○
	9 短時間正社員制度の導入		○
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
	12 その他		○

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	
→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称	相模原市仕事と家庭両立支援推進企業表彰(5,7,8,9,10,12)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	2	→	女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的な名称	
2 現在は無いが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名 称	男女共同参画に関する市民意識・事業所調査報告書
問17-1 公表周期	1. 定期	2. 不定期	2	定期の場合 年毎
公表主体 (※ 該当するものを○)	<input type="radio"/> 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) <input type="radio"/> 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) <input type="radio"/> 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 <input type="radio"/> 4. その他 ()			

問18-1 2024年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ ①啓発誌の発行 ・ ②啓発パンフレット・カード等の案内 ・	①男女共同参画に係る啓発誌の発行 ②小学生向け啓発パンフレット・DV防止カード等の配布		①4.10月 ②6.7月
2. 表彰 ・ ①相模原市仕事と家庭両立支援推進企業表彰 ・	①働きながら安心して、育児や介護ができる地域社会を目指して、仕事と家庭との両立支援を積極的に行い、成果を上げている企業等を表彰するとともに、その取組について広く企業・市民に周知しワーク・ライフ・バランスに配慮した社会環境づくりに向けた意識啓発を図る。 (令和5年度末現在、累計48社を表彰)	3社	2月頃
3. 講座 ・ ①仕事と家庭両立支援セミナー・女性の活躍応援セミナー ・	①ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発等のため仕事と家庭の両立を目指して働く女性等を支援する講座を実施 ・女性の活躍の場を拡大するため子育てをはじめとしたライフステージに応じた就労支援セミナー等を実施		①通年
・ ②DV被害者サポート講座 ・	②民生委員・児童委員向けのDV被害者支援に関する講座の実施		②10.11月
4. 相談事業 ・ ①女性相談事業 ・ ②DV相談支援事業 ・	①一般相談法律相談心の相談の実施 ②配偶者暴力相談支援センターにおいてDVIに係る相談支援等を実施		①通年 ②通年
5. 情報収集・提供 ・			
6. 苦情処理 ・ 専門員による苦情処理 ・	男女共同参画に関する施策や人権侵害等の相談を実施		通年
7. 交流促進 ・			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 男女共同参画研修等支援事業 ・	事業所の男女共同参画に係る研修の支援		通年
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・			
11. その他 ・			

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2024年7月1日)

議 会 名	相模原市議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。		1
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。		3
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1
規 定 名	相模原市議会会議規則		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、議長に届け出なければならない。 2 前項の届出があつたときは、議長は、その事由を会議に報告しなければならない。 3 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間(多胎妊娠の場合にあつては、10週間)を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他()		2
規 定 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
議会の欠席事由として、明記した規定の有無			
	1 個別の各事由を明記した規定がある。 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
配偶者の出産	1		
育児	1		
家族の看護	1		
家族の介護	1		
疾病	1		
その他	1 公務、その他やむ		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		4
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		4
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。		1
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他 ()		○
規 則 名	相模原市議会基本条例		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	(政治倫理) 第6条 議員は、市民の負託により、市政に携わる権能及び職責を有することを深く認識し、政治倫理を常に保持するものとします。 2 議員は、その地位を利用した嫌がらせ、強制又は圧力をかける行為のほか、個人としての尊厳又は人格を不当に傷つける行為を厳に慎むものとします。 3 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑いを持たれたときは、自ら誠実な態度をもって説明責任を果たすものとします。 4 市議会は、政治倫理に係る問題を把握したときは、必要な対応を図るとともに、市民との信頼関係の確保に努めるものとします。		
ハラスメント防止に関する議員向け研修	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。		1
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。		3
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。		2
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		2
規 則 名			
条本文			
政治分野の男女共同参画のために実施していること 女性の政治参画セミナーの実施			

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

2	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等) { }
計画、指針名	
該当部分の規定	

調査時点コード: 2

1. 2024年4月1日 2. その他(西暦)(2024年3月31日)

問31 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 市町村防災会議(会長を含む)	45	5	11.1	
	市町村防災会議(委員のみ)	44	5	11.4	
	2 民生委員推薦会	13	4	30.8	
	3 国民健康保険事業の運営に関する協議会	12	4	33.3	
	4 地方社会福祉審議会	35	18	51.4	
	5 土地利用審査会	7	3	42.9	
	6 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	11	55.0	
×	7 公害健康被害認定審査会				
×	8 地方港湾審議会				
	9 土地区画整理審議会	9	0	0.0	団体への委員推薦依頼において、女性委員の推薦をお願いしたが、該当者がいないとのことだったため
	10 建築審査会	5	2	40.0	
	11 開発審査会	5	3	60.0	
	12 市町村都市計画審議会	20	2	10.0	
	13 介護認定審査会	159	79	49.7	
	14 精神医療審査会	16	4	25.0	
	15 市町村国民保護協議会	33	3	9.1	
×	16 地方独立行政法人評価委員会				
	17 感染症診査協議会	12	3	25.0	
×	18 市街地再開発審査会				
	19 障害支援区分審査会	40	21	52.5	
×	20 児童福祉審議会				
	21 行政不服審査会	3	1	33.3	
×	22				
×	23				
×	24				
	25				
	26				
	27				
	28				
	29				
	30				
	31				
	32				
	33				
合 計		434	163	37.6	
女性委員0の審議会数		1			

問32 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委員会等名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	3	60.0	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会又は公平委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	農業委員会	19	1	5.3	
6	固定資産評価審査委員会	3	0	0.0	
合 計		38	5	13.2	
女性委員0の委員会数		3			